

山口ひろゆき 活動レポート

長生村議会議員

★キラリ輝く
長生村を!★

子どもたちに輝く未来を!



HP &
E-MAIL

事務所 〒299-4332
千葉県長生郡長生村金田 2,873
電話 (FAX) 0475-32-1590
ホームページ <http://www15.plala.or.jp/hiroyuki/>
E-mail y-hiroyuki@zpost.plala.or.jp

発行者 山口ひろゆき後援会
責任者 会長 芝崎周一
印刷 株式会社 豊文堂

**議会定例会6月会議
(6月9日~11日) が開会されました。**

「番号制度システム整備費補助金・防災対策事業(太陽光発電設備等設置工事費)などが盛り込まれた補正予算や、まちづくり推進委員会設置条例、長生中学校損害賠償請求事件に関する調停案の受諾」などが議案審議されました。

一般質問

1 学校行事について

(1) 交換交流会について
(ゲームやネットでなく、人と人との触れ合いでなければ得られない体験してほしい)

Q 現在、中学校ではオーストラリアとの国際交流を行っています。小学生も村外との地域間交流を行い、互いの文化・習慣・実生活の体験交流を通じて社会学習を視座に据えた交換交流会を実現していただきたい。

A 交換交流会は、子どもたちが社会人として生きていく上での資質を磨く場としても重要だと考えています。今後、交換交流会の受け入れ先等模索しながら実施に向けて検討してまいります。

また、子供や保護者を通じて地域交流・経済交流にも発

展するものと考えていますので、今後、姉妹都市など結んだ場合、そこへのアプローチも考えていきたいと思えます。

Q 地域間交流を足掛かりと捉え、姉妹都市だけでなく防災災害協定迄の広い戦略的構想をもって取り組んでいただきたいが村長の考えは。

A 全国市町村長セミナーでも姉妹都市が話題になり、また、千葉県の町村下水道協会の支部長としても、全国の大会でも関東地方の埼玉、山梨、群馬、栃木など、山間部の町村と協定を結べないかと担当課同士での気持ちを探り合っている状況です。具体的に名前が出せるときは議会に報告します。

(2) 二分の一人式について

Q 成人の二分の1の年齢である10歳(フレティー)を迎えたことを記念して

行われる行事で企業による自社サイトの利用者を対象とした調査では保護者の9割近くが満足という結果が出ている。その一方で、「親への感謝を強制される」「特に虐待を受けている児童への配慮がなされていない(広島では感謝の気持ちを書いた児童が翌年、母親の虐待によってなくなり「家庭によっては生い立ちを振り返る行為自体が苦痛を伴う」という点から、行事の存在は肯定しつつも、行事内容について再検討が必要ではないかという指摘があります。

A 今、本村の小学校でも、「二分の1成人式」が学校行事に取り入れられているが、この行事を取り入れた理由と具体的な内容は、

理由は
①10歳までの成長を振り返る活動を通して、自身の成長を実感させ、自尊心を高めること。

②成長の陰に保護者や様々な人々の関わりや、支えがあ

あったことに気づかせ、感謝の気持ちを持つことができようとする。

③10年後の自分を考えさせることで、将来に向かっての夢や希望を持たせること。内容は
・0~9歳までの写真などを数枚持ってきて、ワークシートに当時の思い出や気持ちなどを書き込むなどしてアルバムを作る。
・20歳の自分に対して手紙を書く。家の人への感謝の気持ちを手紙に書く。
・20歳の姿を想像して絵を描き、掲示する。

・八積っ子集会で呼びかけ、寸劇・歌などにまとめて発表するなどです。

Q 実施してみても児童、保護者の反応は

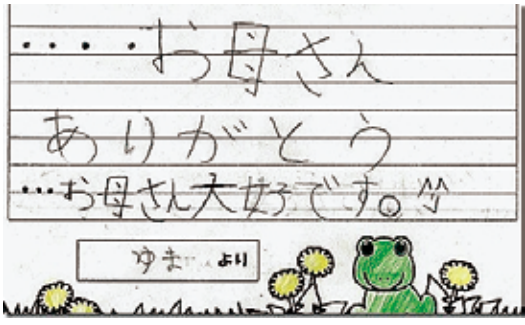
A 子どもたちからは、自分を実感できた。これからがんばろう。など、自分を振り返るいい機会になったとの意見がありました。保護者からも、感動したなど意見がありました。

Q 実施内容によっては、大きなリスクを伴うが、

内容を精査しなわすることが必要と思うが。

A 近年、特に「家族の多様化」が進んでおり、現代家族の諸問題、虐待・不登校・ニート等が統計的にも明らかに増えてきています。学校の授業の中で、親への感謝の気持ちを書くということごとく、当たり前のことと考えられがちであります。

しかし、おっしゃる通り、当然、当たり前ではない家族や親子関係も存在しうることを、しっかり認識することが重要であり、授業で扱う場合は、このことを十分考慮し、慎重に対応し、特に学習の過程で、児童が戸惑いや少しの



「しつけ」のためと言い、唯真さんの頭を殴るのに使ったのは「練習用ゴルフクラブ」だった。

変化を見逃さないよう配慮していくことが必要です。

具体的には、感謝の手紙文を書くことの強制や、手紙文のよしあしを評価の対象としないようにする。また、児童の変化を見逃さず、普段から児童の理解に努め、保護者と一人の健全育成に努めるよう指導したいと考えています。

2 オープンガーデンの開催について

Q (観光資源の開発と住民の健康づくりとの視点に立った交流の場を築こう)

A 以前長野県小布施町のオープンガーデンの例を紹介してきましたが、最近では、近隣でもオープンガーデンをはじめた自治体が出てきています。

人とのつながりを大切にしたい。オープンガーデンを開催し、村の観光や産業の活性化を図り長生村を内外に発信する取り組みの考えがないか伺います。

A イギリスが発祥の地と言われており、個人の庭などを定期的に一般の方に公

開する活動をオープンガーデンといひ、まちづくり活動の環境で行われている事例が多いようです。近隣では大網白里市がまちづくりサポートセンター主催で開催しているよう

です。長生村で実効性があるのか、先進事例も含めて、調査研究をいたします。

Q 村の産業を生かし、県、企業、大学、商工会など各種団体等の協力姿勢を仰ぎながら調査研究を進める必要があると思うが、村はどう考えているのか。

A 現在、観光協会、商工会民宿組合、植木生産組合を含めた農業の各種団体直売所、女性加工グループ等で組織している「ながいき村オーナーズクラブ」で、新たな観光資源の開発について協議しています。

その中で尼ヶ台総合公園の「フラワーパーク構想」も提案されているところです。

花等を活かしたオープンガーデンについても同様な観光資源という視点でとらえたなかで「ながいき村オーナーズクラブ」で話し合っており

ます。

たいと考えます。

Q 観光イベントなどの画一的な捉え方ではなく、住民の健康づくりや内外の交流の場を広げる視点からも幅広く調査し、ながいき村の特色を活かすべきと思うが。

A 「ながいき村オーナーズクラブ」では、尼ヶ台総合公園の活性化も一つのテーマとして協議をしております。健康増進の施設も兼ね備えている場所でもあり、多くの方の交流の場でもあります。

これらの施設を利用しながら、住民の健康づくりにも繋げるイベントとなるか調査をしたいと考えています。

有効利用に益々期待します



3 コンパクトシティ構想をもとに長生村版の街づくりについて

(今の利便性だけでなく、子や孫の世代が暮らしやすい環境づくりを重視すべし)

Q コンパクトシティは、今後の高齢者、弱者の買

物難民化や、少子化による人口減少対策や地域医療の問題などに直面する重要課題です。

住み慣れたまちでの衣食住や、医療介護をコンパクトに揃え、村の実情に沿った生活に必要な諸機能が近接した効果的で持続可能なまちづくりとして取り入れる考えがないか伺います。

A コンパクトシティは、公共公益施設を地域拠点に集約させることによる住民の利便性向上や、人口密度の増加による地域コミュニティの活性化を図ることができ、現在の社会情勢に即した、まちづくりの基本理念として重要な手法であると認識しています。村では、平成11年3月に策定した長生村まちづくり基本方針の見直しを平成26

年



上りホームの一部屋根取り付け調査

年度より実施しており、この見直しの中で検討しているところであります。

Q 総合計画では、八積駅周辺において、利便性と自然を生かした商業・交流交通の拠点や、村の玄関口にふさわしいゆとりある公園・緑地空間の創出を図るとともに、緑豊かな住環境の形成を計画的に誘導するとあります。八積駅の周辺整備事業は引き続き実施するという事ですね。

A 今後、八積駅周辺のまちづくりを進めるため、駅北側周辺をまちづくり基本計画改定業務を委託しているところです。計画地の現地調査、計画区域の抱える問題、課題の整理、そして実

弁護士による 無料法律相談

日時 7月17日(土)13時～
場所 山口ひろゆき宅
電話・FAX 32-1590

***より良い解決のため、相談内容を事前にお知らせ下さい(留守番電話のときは、メッセージをお願いします)**

現化に向けた方策の検討をし、その検討結果から効果的な整備手法を決定し、多様な住民意見を反映した実現可能な計画として考えています。

Q 南側の交通事情についてはどのように対処されるのか。

A そのことにも一緒に考えていきます。

「長生中学校新校舎屋根損壊事故調査特別委員会の開会(つづき)」

1 日時 7月10日
午前9時30分開会

2 場所 庁舎3階
議会委員会室

3 案件 損害賠償請求事件
に関する調停案の受諾について

6月会議に上程された案件

案件	審議内容
議案第30号	長生村築山公園の設置及び管理に関する条例制定
議案第31号	一松北部コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例制定
議案第32号	長生村防災会議条例の一部を改正する条例制定
議案第33号	長生村まちづくり推進委員会設置条例の制定
議案第34号	長生村企業立地条例の全部を改正する条例制定
議案第35号	重度心身障がい者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定
議案第36号	長生村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定
議案第37号	工事請負契約の変更
議案第38号	損害賠償請求事件に関する調停案の受諾
議案第39号	2015年度長生村一般会計補正予算(第1号)
発議案第3号	長生村議会だより編集特別委員会設置に関する決議
発議案第4号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出
発議案第5号	国における2016年度教育予算拡充に関する意見書提出

原爆の絵展が開催されます

○開催期間 7月31日(金)～8月2日(日)

○開催時間 9時～17時

○会場 長生村文化会館1階会議室

議会定例会6月会議議案審議結果一覧

氏名	議案第30号	議案第31号	議案第32号	議案第33号	議案第34号	議案第35号	議案第36号	議案第37号	議案第38号	議案第39号	発議案第3号	発議案第4号	発議案第5号
立川 智浩	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○
鈴木 博	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○
井下田政美	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○
石川 吉一	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○
増子 勇男	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○
千葉 一雅	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○
矢部 眞男	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○
門口 昭	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○
小倉 利一	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○
阿井 市郎	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○
山口 裕之	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○
片岡 啓治	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○
鈴木 征男	○	○	○	○	○	○	○	○	—	×	○	○	○
関 克也	○	○	○	○	○	○	○	○	—	×	○	○	○
中村 秀美	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○

* 東間議員は議長のため賛否は表明しません。 また、議案第38号は委員会付託となりました。

長生中学校屋根破損事故調停案(議案第38号参考資料より)

瑕疵担保責任

瑕疵の内容―強度・美観:通常期待される正常を欠くか強度

- ① 吊子:現在も問題なし
② ビス留め数:強度に問題なし・構造計算書には1カ所
③ 軒先唐草・ケバラ唐草:強度に問題なし
④ 均しモルタル:屋根の不陸を原因とする部材拘束力の脆弱性段鼻の不陸にもかかわらず強度に問題が出るほどの緩みは存在しない。緩みが生じた原因は「考察」でも特定されていない。調査書でも特定されていない。モルタル不施行を原因とする段鼻の不陸が原因なのか、単に部材を設置する際の不手際によるものか明確でない。

以上について強度に問題がない。瑕疵があるとは言えない。
債務不履行責任は排斥され、請負における瑕疵担保責任の規定により処理される。

債務不履行責任

本件では、債務不履行責任は排斥され、請負における瑕疵担保責任の規定により処理される。

結論

現段階では、原告の請求はいずれも棄却を免れないものと思料します。

しかしながら、本件に至る経緯、特に、モルタル不施行について、変更の経緯を明確にしておかなかった点は被告側にも責任の一端があると思われること、被告らが、連帯して、調査費用に若干の上乗せをした金額を支払う旨申し出ていることなどに鑑み、本調停案を提示することとしました。

本件紛争を解決する上で、本調停案は、現状における最善であると思料するものです。

調停案

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して本件解決金として120万円を支払う。
2 被告管財人は、原告に対し、更生会社りんかい日産建設株式会社(以下「更生会社」という)をして、次のとおり対策を無償で行わせることを約束する。
① 妻側外壁面の強風吹上げによる屋根材(ケバラ包み)浮き上げ防止の措置としてケバラ唐草(下地板材)とケバラ包み材をビス固定する。
② 屋根全体の点検をして、各部材のゆるみ、がたつき、ハゼ組合わせ不良等ないか確認すると共に、屋根材と屋根材の重ね部にシリコン系シーリング材を充し、屋根材どうしを接着させ上下動を抑え、ハゼ組の外れ防止を図る。
③ 今後5年間は定期的な屋根の点検を実施する。これ以外に台風シーズン等強風が予想される際は都度点検を行う。(定期点検:1回/6か月)
原告はその余の請求を放棄する。
4 原告と被告管財人は、原告と被告管財人及び更生会社との間に、本件に関し、本調停案項に定める他、なら債務責任のないことを確認する。
5 原告と被告株式会社干町村建築研究所は、原告と被告株式会社干町村建設研究所との間には、本件に関し、本調停案項に定める他、なら債務責任のないことを確認する。
6 訴訟費用及び調停手続き費用は、各自の負担とする。



2012年11月の議会による屋根調査

技専跡地の有効活用

旧長生高等技術専門学校跡地で、スポーツ少年団(表題写真)や老人クラブの活動ができるようになりました。

スポーツ少年団やシルバー人材センターの皆様がグラウンドの石ひろいなどの清掃活動をしてくださいました。

元々、職業訓練の実習などで使用していた場所だけに、大小、多くの石が埋まっていたため皆さん大変苦勞されていました。

跡地の利用目的が決まるまでの限定使用ですが、スポーツ団体や老人クラブの活動の場が増えたことはよかったですと思います。その他にも、イベントなどの有効活用ができることを期待します。

尚、シルバー人材では、まだまだ人手不足で困っているところ、多くの方の登録をお待ちしています。暑い中ご苦勞様でした。



シルバーの皆様、暑い中ご苦勞様でした

※ご意見・ご感想を お聞かせ下さい。

編集後記

小学校の道徳の教材「育鵬社(村では使用していない)」に掲載されている「江戸しぐさ」

江戸時代の商人の行動哲学で、他人を思いやり他人と共生するためのマナーを指す「江戸しぐさ」は、企業が社内教育に用いたり、自治体や教育機関に高く評価されたりと、幅広い層に支持されている。

この「江戸しぐさ」がまったく偽物の歴史だったら、どうだろう。

道徳教育を学んだ小学生が、江戸しぐさのウソについて知ればどうなるか。ウソを前提にしなければ成り立たない道徳教材を取り入れれば、マナーが向上するどころか、学校教育への信頼そのものが崩壊してしまいます。

教科書の選定がいかに大事が再認識しました。